

賛助会員規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人上田市スポーツ協会（以下「この法人」という。）定款第45条の賛助会員に関して必要な事項を定め、会費収入の確保により、この法人の財務基盤の確立を図ることを目的とする。

(賛助会員)

第2条 賛助会員とは、この法人の目的及び事業に賛同して入会した個人又は法人・団体とする。

2 賛助会員は、次の事項を受けすることができる。

- (1) 本会刊行物等の提供
- (2) 本会が会員に案内をする行事等への参加
- (3) 本会の表彰規程に基づく表彰等
- (4) その他

(賛助会費)

第3条 賛助会員は、次に定める会費を毎年度納入するものとする。

- (1) 会員年額1口10,000円とし、1口以上。

(賛助会費の使途)

第4条 前条の賛助会費は、公益目的事業に使用するものとする。

(会員の期間)

第5条 会員の資格を有する期間は、原則として会員となることを希望する者が加入申込書（別表第1）を提出し、本会が当該申込書を受理した時からとする。ただし、会員から特に退会の申し出がない限り、毎年度自動的に継続されるものとする。

(退会)

第6条 賛助会員は、この法人に退会届（別表第2）を提出し、任意に退会することができる。

2 前項の場合、賛助会員が既に納入した賛助会費については、これを返還しない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、この法人の会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月1日理事会決議）

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

(別表第1)

年 月 日

賛助会員加入申込書

一般財団法人上田市スポーツ協会長 様

一般財団法人上田市スポーツ協会の趣旨に賛同し、下記のとおり賛助会員として入会を申し込みます。

会社名 (氏名)	
住所	〒 - TEL (- -)
会費 1口10,000から	()口 ()円

(別表第2)

年 月 日

賛助会員退会届

一般財団法人上田市スポーツ協会長 様

一般財団法人上田市スポーツ協会賛助会員の退会を希望しますので、届けます。

1 会社名(氏名) _____

2 退会日 年 月 日

3 退会理由